

平成 19 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ポスフール 代表 者名 代表取締役社長 植村 忠規 (コード番号 7512 東証一部・札証) 問合わせ先 執行役員 経営企画室長 濵田 和成 電話番号 011-865-4104

定款の一部変更および商号の変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し、平成 19 年 5 月 30 日開催予定の第 29 回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

(1) 当会社は、平成 19 年 8 月 21 日を期して、イオン株式会社の北海道総合小売事業を会社分割により承継すべく、平成 19 年 4 月 2 日における取締役会の決議を経て、イオン株式会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。つきましては第 29 回定時株主総会第3 号議案(吸収分割契約承認の件)の承認を条件として商号を株式会社ポスフールからイオン北海道株式会社へ変更したいと存じます。

なお、商号変更に関しましては、平成 19 年 8 月 21 日から実施することといたしたいと存じます。

- (2) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第6条(発行可能株式総数、単元 株式数および単元未満株券の不発行)に定める当会社の発行可能株式総数を80,000,000 株から132,000,000 株に増加させるものであり、現行定款に所要の変更を行うものであ ります。
- (3) 当会社は第29回定時株主総会第3号議案(吸収分割契約承認の件)の承認を条件として、イオン株式会社の北海道総合小売事業を承継する対価として、「株式会社ポスフールA種種類株式」を発行することといたしたいと存じます。
 - つきましては、現行定款に所要の変更を行うものであります。
- (4) 取締役の年度業績評価および経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応して、機動的な経営体質を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款に所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日平成 19 年 5 月 30 日 (予定)定款変更の効力発生日平成 19 年 8 月 21 日 (予定)

(定款第1条、第6条および第10条の2につきましては同日の定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が承認されることを条件とします。)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 (案)
第1条(商号)	第1条(商号)
当会社は、株式会社ポスフールと称し、英文では、	当会社は、イオン北海道株式会社と称し、英文では、
Posful Corporation と表示する。	Aeon Hokkaido Corporation と表示する。
	附則 第1条(商号)の変更は、平成19年8月21日か
	ら実施する。なお、本附則は、期日経過後これを削除す
	<u> 3.</u>
第2章 株式	第2章 株式
第6条(発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株	第6条(発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株
券の不発行)	券の不発行)
当会社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。	当会社の発行可能株式総数は、 <u>132,000,000 株とし、普</u>
	通株式の発行可能種類株式総数は 107,500,000 株、第2
	章の2に規定するA種種類株式の発行可能種類株式総数
	<u>は 24,500,000 株とする。</u>
(2) 当会社の単元株式数は、100 株とする。	(現行どおり)
(3)当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないこと	
ができる。	
第7条(株券の発行)	第7条(株券の発行)
当会社は、株式に係る株券を発行する。	(現行どおり)
公02/#* 中职机相叫 \	/ ^{(SS} 40 SZ I− 10±∏ \
第8条(株式取扱規則)	(第 10 条に移設)
当会社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株工を含む、以工同じ、)の氏名等株	
は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株 主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増	
<u>土石海記戦争項の変更、単九木両株式の負収のよび負債</u> 請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料	
は、取締役会の定める株式取扱規則による。	
15、 一方が中に入 ない ハモン の 7/17エリサムリス 八元光リに ひ、 ひ。	
第9条(単元未満株式の買増請求)	(第8条に移設)
単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併	
せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当	
会社に請求することができる。	

現 行 定 款	変 更 定 款(案)
第 10 条 (株主名簿管理人)	(第9条に移設)
当会社は、株主名簿管理人を置く	
(第9条を移設)	第8条(単元未満株式の買増請求)
	単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併
	せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当
	会社に請求することができる。
(第10条を移設)	<u>第9条(株主名簿管理人)</u>
	当会社は、株主名簿管理人を置く
(第8条を移設)	第 10 条(株式取扱規則)
	当会社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載また
	は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株
	主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増
	請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料
	は、取締役会の定める株式取扱規則による。
(新 設)	第 <u>2章の2 A種種類株式</u>
	第 10 条の 2
	当会社、A種種類株式発行の内容について
	<u>1.剰余金の配当</u>
	<u>(1)期末配当</u>
	期末配当金額
	定款第30条第1項に定める期末配当を行う場合に
	は、本種種類株式を有する株主 (以下「本種類株主」
	という。) または本種類株式の登録質権者(以下「本
	種類登録質権者」という。)に対し、本種類株式1株
	につき、普通株式1株当たりの期末配当金に、その
	時点におけるA種種類株式転換比率(第3項 にお
	いて定める。以下同じ。) を乗じて得られる金額(円
	<u>位未満を切り捨てるものとし、以下「A種期末配当</u>
	金」という。) を、普通株式を有する株主(以下「普
	通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以
	下「普通登録質権者」という。)と同順位で支払う。

現 行 定 款	変 更 定 款 (案)
	非累積条項
	ある事業年度において本種類株主または本種類登
	録質権者に対して支払う期末配当の金額がA種期末
	配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度
	以降に累積しない。
	本種類株主または本種類登録質権者に対しては、
	A種期末配当金を超えて期末配当を行わない。
	(2 <u>)中間配当</u>
	定款第30条第2項に定める中間配当を行う場合に
	は、本種類株主または本種類登録質権者に対し、本
	種類株式1株につき、普通株式1株当たりの中間配
	当金に、その時点における A 種種類株式転換比率を
	乗じて得られる金額(円位未満を切り捨てるものと
	する。)を、普通株主、または普通登録質権者と同
	順位で支払う。
	2 . 残余財産の分配
	残余財産の分配をする場合には、本種類株主または
	本種類登録質権者に対し、本種類株式1株につき、普通
	株式1株当たりの残余財産に対し、その時点におけるA
	種種類株式転換比率を乗じて得られる金額(円未満を切
	り捨てるものとする。) を、普通株主または普通登録質
	権者と同順位で配分する。本種類株主または本種類登録
	質権者に対しては、かかる分配額を超えて残余財産の分
	配を行わない。
	3. 本種類の株式について、株主が当会社に対しその取得
	を請求することができることとする。
	(1)普通株式を対価とする取得請求権
	本種類株主は、当会社に対し、本種類株式の発行日_
	から 20 年が経過する日までの間(以下「転換請求期
	間」という。) 本種類株主が有する本種類株式を取得
	し、これと引換えに、本種類株式1株につき3株の
	割合(以下「A種種類株式転換比率」という。ただ
	し、下記 に従い変更された場合には、

現行定款

変更定款(案)

当該変更後の比率を「A種種類株式転換比率」とする。)で普通株式を交付することを請求することができる。

A種種類株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当社の普通株式の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合で、本種類株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する比率に変更される。

なお、かかる変更後のA種種類株式転換比率による 本種類株式の取得と引換えにより交付すべき普通株 式の数の算出に当たって1株に満たない端数がある ときは、会社法第167条第3項の規定に従いこれを 取り扱う。

(2)普通株式を対価とする取得条項

取締役会の決定により、転換請求期間中に第3項に 定める普通株式を対価とする取得請求権の行使のなかった本種類株式について、本種類株式の発行日から20 年を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該本種類株式の全てを取得し、これと引換えに、本種類株式1株につき、その時点におけるA種種類株式転換比率で普通株式を交付することができる。

4 . 議決権

本種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有 しない。

5.上記各項のほか、これに関する各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

第 20 条 (任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで とする。

(2) 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第20条(任期)

取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで とする。

(2)<u>(削除)</u>

以上